

岐阜県公報

第 千 九 百 三 十 二 号
平 成 二 十 年 三 月 二 十 五 日

(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

(中小企業課)二二七ページ

告 示

保安林の指定

(飛騨農林事務所)二二七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
県営土地改良事業の変更計画の決定

(環境生活政策課)二二八
(農地計画課)二二八

規 則

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業法施行細則(昭和五十八年岐阜県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「産業労働部中小企業課」を「産業労働観光部中小企業課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども見守り隊

平成二十年三月二十五日印刷
平成二十年三月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県岐阜市

- 一 保安林の所在場所
高山市国府町宇津江字旗洞三二八の一〇五、三二八の二一〇、三二八の二一、三二八の二二三、字キヨノ木三三三九の二一、字大沼三三四の四四、字荷附ば洞三三五の二三、三三五の三五、三三五の四三、三三五の四九、三三五の五一、三三五の五二、三三五の五四、三三五の五九、三三五の八七、三三五の九二、三三五の九三、三三五の九七から三三五の九九まで
- 二 指定の目的
公衆の保健
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、高山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三代表者の氏名 渡邊 直文

四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町府中二二八番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、垂井町に暮らす住民の安全、とりわけこどもに対して通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくりにも自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することに寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
清見地区	高山市役所	平成二〇・三・二五から 同 四・二二日まで

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）